

最終更新日:2010年3月31日

横浜冷凍株式会社

代表取締役社長 吉川 俊雄

問合せ先:経営管理部部長 岩田 修自

証券コード:2874

<http://www.yokorei.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業が成長と社会的責任を果たすためには、経営責任の明確化、経営の透明性及び迅速・的確な意思決定が不可欠であると認識しております。経営監視機能の強化、コンプライアンス意識の浸透等に取り組み、コーポレート・ガバナンスの確立を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,991,000	9.64
第一生命保険相互会社	3,109,720	6.01
株式会社横浜銀行	2,176,955	4.20
農林中央金庫	1,473,419	2.85
株式会社八丁幸	1,411,870	2.73
ピー・エヌ・ビーパriba証券会社	1,280,100	2.47
株式会社サカタのタネ	1,022,000	1.97
横浜冷凍従業員持株会	1,000,440	1.93
横浜振興株式会社	892,000	1.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	879,000	1.70

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9月
業種	卸売業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、監査役4名のうち3名(そのうち1名は弁護士)が会社法第2条第16号に規定する社外監査役であり、監査役の職務を遂行するうえで必要な知識と実務経験を有しており、社外からのチェック機能を十分に果たしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査業務を行う公認会計士と監査計画、監査結果について定期的に情報交換や意見交換を行う他、会計士監査の一部に立会い相互連携しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社は業務執行から独立した専任部署である内部監査室が、内部監査を担当しています。監査役は、内部監査室と監査計画、監査実施結果等の情報交換を行い相互に連携を密に保ち、効率的かつ実効性の高い監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
平野 順三	他の会社の出身者									
久米 信介	他の会社の出身者									
棚橋 栄蔵	弁護士									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
平野 順三	主要株主である金融機関の出身者であります。	経歴、見識及び、当社取締役への独立性から、適任として選任しております。
久米 信介	主要株主である金融機関の出身者であります。	経歴、見識及び、当社取締役への独立性から、適任として選任しております。
棚橋 栄蔵		弁護士としての専門的な知識及び経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、選任しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

平成21年12月21日の第62期定時株主総会以降に開催された取締役会4回のうち、棚橋監査役は3回、平野監査役および久米監査役は4回すべて出席しております。また、第62期定時株主総会以降に開催された監査役会4回に、全社外監査役が4回すべてに出席しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上への意欲・士気は十分に高いと判断しておりますため、業績連動型報酬やストックオプション制度は導入しておりませんが、役員賞与については、業績を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

第62期(平成21年9月期)の有価証券報告書に記載いたしました取締役報酬については、以下の通りであります。

取締役報酬の支給額 10名 90百万円

支給額には、取締役賞与金の支給額 9名に対し21百万円が含まれております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部から、取締役会の議案及び関係資料等の事前提出および必要な情報伝達等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

1. 取締役会

取締役会は、取締役9名で構成され経営の意思決定機関として経営に関する重要事項および業務の執行等を決定するほか、取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底に努めております。取締役会は、原則毎月1回開催しております。また、取締役会には必要に応じ執行役員を出席させ意見を聴取するなど、迅速かつ的確な意思決定が図れるよう、活力ある運営に努めております。

2. 経営会議

経営会議は、代表取締役社長、専務取締役、取締役常務執行役員で構成され、取締役会に付議する事項等の審議、重要な業務執行の経過事項等の報告を行っております。経営会議は、原則として月2回開催しております。

3. 監査役、監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は監査役4名、そのうち社外監査役3名(非常勤監査役2名を含む)で構成されています。監査役は、監査方針および監査計画に基づき、各事業所の往査を行うとともに、取締役会への出席を通じて、取締役の職務執行を監査しております。監査役と内部監査室および会計監査人とは監査実施結果等の情報交換を行い、相互に連携を密に保ち、効率的かつ実効性の高い監査を実施するよう努めております。

4. 会計監査の状況

当社の会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立・公正な立場から監査を受けております。当社の業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員業務執行社員 手塚仙夫(継続監査年数4年)、指定有限責任社員業務執行社員 上坂健司(継続監査年数5年)の2名であり、監査業務に係る補助者は公認会計士3名、その他7名であります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成21年9月期定時株主総会に係る招集通知の発送を12月4日(法定期日の3日前)に行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	他の会社の株主総会開催日を勘案し、集中回避に努めております。
その他	当社ホームページに招集通知の掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1度(5月及び11月)、中間決算及び決算に係る説明会を実施しております。 また、年1回程度、施設見学会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページのURL: http://www.yokorei.co.jp/investors/policies-and-systems/ ・経営方針(トップマネジメントメッセージ・新中期計画) ・個人投資家の皆様へ(ヨコレイに関しての分かりやすい説明・配当・株主還元の方針) ・財務ハイライト ・IRライブラリー(決算短信・事業レポート・有価証券報告書・決算説明会資料) ・IRカレンダー(イベント情報) ・株主情報(株価情報・格付情報他) ・その他、決算説明会動画配信などさまざまな情報を開示しております。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	・担当部署: 経営管理部 ・担当役員: 取締役常務執行役員 ・事務連絡責任者: 経営管理部部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	横浜冷凍コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアルのヨコレイグループの行動指針にて、定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	昭和48年より継続して、当期利益の1%を福祉施設等への寄附により社会還元しております。また、冷蔵倉庫に使用いたします冷媒の脱フロン化及び、排出するCO2の削減をめざして太陽光発電システムやハイブリッドカーなどの導入を進めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家等のステークホルダーの皆さまに対し、当社に関する重要な情報をタイムリー、公平かつ適正に開示することを基本方針としております。 なお、当社のホームページに、情報開示方針(ディスクロージャー・ポリシー)を掲載しております。

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアル(行動規範)を定め、役員及び従業員の行動や判断、評価についての基準となるべき原則を示し、全役員及び全従業員に周知徹底しています。
- (2) コンプライアンス管理規定に基づき、経営管理部がコンプライアンスに関する事項を一元管理し、コンプライアンス体制の構築と推進及び管理を実践しています。
- (3) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報・相談窓口」を設置し未然防止に努めています。また、情報提供者に対しては「内部通報処理規定」に基づき不利益な扱いを行わない等の保護をしています。
- (4) 代表取締役社長直属の内部監査室を設けて、コンプライアンスの遵守状況を含めた内部監査を年間計画に基づいて計画的に実施しています。
- (5) 会社の重要な業務執行に関する事項は、月1回の定例取締役会及び臨時取締役会で決定しています。また、取締役会は、取締役の業務執行状況を監督しています。
- (6) 監査役は取締役会で必要に応じ意見を述べ、また、取締役の職務執行状況に対し必要に応じて改善を助言しています。
- (7) 反社会勢力とは一切の関係をもち、介入等に対しては組織全体として断固とした姿勢で対応していきます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者に総務部担当取締役を任命しています。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「取締役の職務執行に関する文書管理規定」に定め、これにより文書または電磁的媒体に記録し保存・管理しています。
- (3) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することができます。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) リスク管理活動における基本目的と行動指針を定めたリスク管理基本方針を全役員及び全従業員に周知徹底させています。
- (2) 取締役会で、リスク管理規定を制定し、重点管理リスクのリスク種類ごとの管理部署及び緊急時の対応等を定めています。
- (3) 経営管理部は、全社的なリスク管理体制の構築と運用を行い、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理していきます。
- (4) 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況の有効性及び適切性について監査を行っています。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告の適正性を確保するために、「内部統制規定」「内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、内部統制の整備・運用を行い有効性の評価を行っています。
- (2) 内部統制委員会の構築・運用チームが中心となり、当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制の整備・運用を図っていきます。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役が効率的に職務を執行するために、業務分掌および職務権限に関する規定に基づき職務権限と担当業務を明確にしています。
- (2) 毎月開催される取締役会で、業績・業務執行のレビューを行い経営目標の達成状況及び課題等を把握することで、効率的な業務遂行を図っています。
- (3) 経営目標に関する重要な意思決定、重大な影響を及ぼす事項は、意思決定の迅速化・効率化を図るため、経営会議で十分協議・検討した上で取締役会に付議を行います。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は各子会社を管轄する部署を定め、子会社の代表取締役から業務執行・財務状況等について定期的に報告を受けています。
- (2) 子会社の代表取締役から、事業活動に関する重要な意思決定及び重大な影響を及ぼす事項の報告を適時受け、必要があるときは助言を行います。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 現時点では、監査役を補助する使用人は置いていませんが、監査役から要請された場合には、監査役と協議して設置します。
- (2) 監査役を補助者を置いた場合には、取締役からの独立性を確保するため、人事考課及び人事異動は監査役と協議して行います。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は監査役の要請に応じて、会社の事業状況及び内部統制システムの整備・運用状況の報告を行います。
- (2) 内部監査室が行った監査結果や「内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について報告を行います。
- (3) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、重大なコンプライアンス違反及び不正行為の事実を知ったときには、速やかに監査役に報告を行います。

9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長等で構成される経営会議メンバーとの定期的な会合を持ち、意見交換及び意思の疎通を図ります。
- (2) 会計監査人と定例ミーティングを実施し情報交換を行っています。
- (3) 内部監査室と連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、コンプライアンス基本方針に「反社会的勢力の介入等に対し、これからも断固とした姿勢で対応する。」と定め、これら勢力に対しては弁護士、警察等の外部機関と連携し組織的に対応するものとする。
- (2) 当社は、企業防衛対策協議会に加盟しており、その他の所轄警察署及び株主名簿管理人等から、反社会的勢力の情報収集と動向把握に努めております。

■ その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：模式図】

